

令和5年度 事業報告
(2023年4月3日～2024年3月31日)

I 総括

ほくりくみらい基金は5月に準備委員会として発足し、(一社)全国コミュニティ財団協会の助成を受け、県域コミュニティ財団の設立準備を進めてきた。令和5年4月には一般財団法人を設立、同12月には公益認定を取得した。この間、理事メンバーでビジョン、ミッションづくりも行い目線合わせを行った。

事業面においては、初回助成プログラムを実施し6団体に助成を行った。令和6年元日に発災した能登半島地震ではいち早く緊急基金を立ち上げ、これを原資として3月末までに44団体へ緊急助成を提供し復旧活動を支えた。この緊急基金は内外から多くの支援をいただき、3月末現在3,400万円に達している。

人の輪の循環を作ることににおいても令和5年5月の能登半島地震におけるボランティアマッチングのしくみづくりや視覚障害者のアテンドボランティアなどのマッチング、助成団体のうち2つにプロボノをマッチングすることができた。

以上、初年度の団体としての基盤整備や、資金、人のつながりの地域循環づくりという始めの一步を踏み出した形である。

II 令和5年度のおもな活動

1 基金の普及啓発と運用資金の調達

安定した基金運営を行うために基金の設立趣旨や、運用目的などを広く普及啓発を行うことで、市民の理解度を高めるとともに、運用資金となる寄付金の調達を行った。

- 設立発起人交流会(2023年4月)
- オンラインイベント「助成金だけじゃない! コミュニティ財団と一緒にできること」(同5月)
- ほくみギャザリングVol.1 「これからの自治を話そう」(同11月)
- 「ほくみとほくほくほうこくの会(ほくりくみらい基金2023年活動報告会)」(同12月)
- 「ほくみの緊急助成団体による活動報告会」(2024年3月)

参加延べ人数は約130人

2 基金運営のノウハウの蓄積

基金運営のための組織や財務について今後基金に取り入れられるものについて勉強会などを開催した。

- 遺贈寄付勉強会の開催(2023年9月)
- プロボノマッチング勉強会(2023年11月)
- ダイードリンクとの寄付付き自動販売機事業の検討(2024年2月開始)
- ボランティアマッチングのしくみづくり(2023年5月能登地震、同年9月の視覚障害者のボランティア5名)

3 事務局体制の整備と充実

基金事務局の事務を細分化し、業務分担することで適切な基金運営を行った。特に全国コミュニティ財団協会の助成事業により資金、ノウハウ、ネットワークの充実を図った。

- 規約類の整備
- 資金管理フローの整備
- 組織体制の整備
- 全国コミュニティ財団協会の研修に参加（2023年8月大阪、2023年10月高松）

4 基金運用事業

- 助成事業「次のステッププログラム」の総額100万円の公募（15団体がほくみの学校に参加、うち6団体を採択）
- 団体の伴走支援として、2団体にプロボノをマッチング
- 助成事業選考委員会の設置と審査
- 助成団体への支援の実施と伴走支援業務
- 「令和6年能登半島地震災害支援基金」の立ち上げ（2024年1月3日に立ち上げ3月31日現在3,400万円を超える額を調達）
- 上記緊急基金を原資として、緊急助成を公募し38団体に778万4千円を助成

助成事業名		採択件数	助成総額
初回助成	次のステッププログラム	6件	100万円
緊急助成	第1次緊急助成	12件	210万円
	第2次緊急助成	15件	260万円
	第3次緊急助成	17件	308万4千円
合計		44件	878万4千円



ほくみの学校講義の様子

5 公益認定手続き

財団としての信頼性を高めるため公益認定取得は、今年度の基盤整備事業の大きなマイルストーンだった。石川県の県民協働担当の部局を担当として、夏から申請書類の準備を進め12月1日に石川県より公益法人認定を取得した。

Ⅲ 法人運営(管理)に関する事項

1. 評議員会の開催

会議名	開催日	主な内容
臨時評議員会	2023年12月7日	・一般財団法人期間(2023年4月～11月)決算の承認 ・一般財団法人期間事業報告 ・2023年度内事業計画について

2. 理事会の開催

会議名	開催日	主な内容
第1回理事会	2023年12月1日	・一般財団法人期間(2023年4月～11月)事業報告及び決算の承認 ・規程類の制定 ・臨時評議員会の開催と目的について ・公益法人認定の報告 ・税額控除申請の見通しについて ・初回助成事業の進捗について
第2回理事会	2024年1月2日	・令和6年能登半島地震緊急支援基金の設置について ・助成事業選考委員会規程改定(案)承認の件 ・緊急助成事業選考委員会規程(案)承認の件
第3回理事会	2024年3月29日	・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について ・監事監査規程の作成・施行について ・初回助成選考会の審査結果について ・緊急助成選考会(1次～3次)の審査結果について

※通例では年度末の理事会で事業計画等の承認をすべきところ、2023年度は能登半島地震の発生を受けた特別措置法により事業計画等の作成が2024年4月30日まで猶予されたため、2024年度第1回理事会で承認する。

Ⅳ 事業報告附属明細書

本事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成していない。

以上